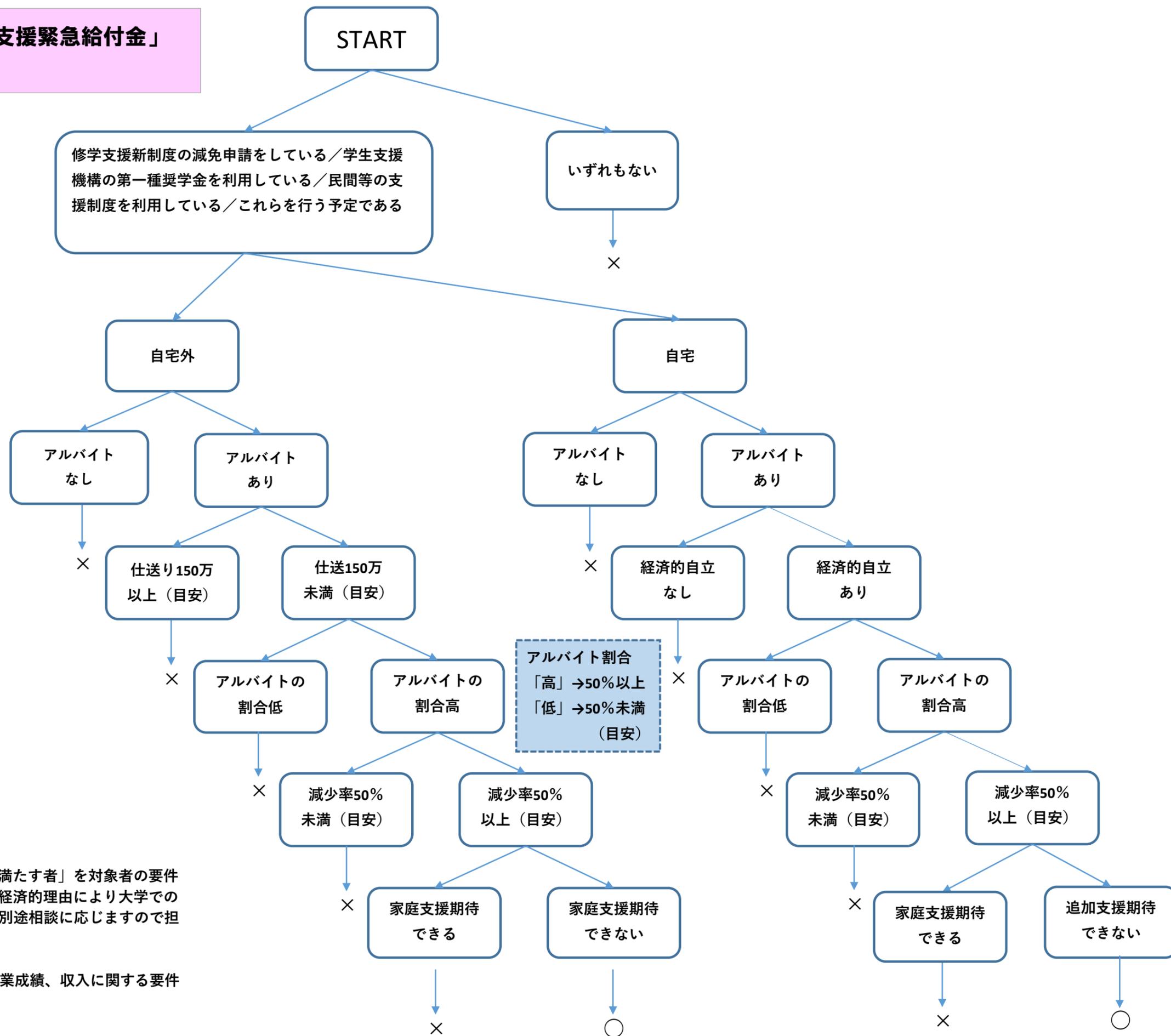


「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」  
申請フロー



注1) 原則として、「手引き5ページ1①～⑥を満たす者」を対象者の要件としますが、この要件に該当しなくても、経済的理由により大学での修学の継続が困難な理由がある場合には、別途相談に応じますので担当までご連絡下さい。

注2) 留学生については、このフローに加え、学業成績、収入に関する要件があります。